主 文 本件各控訴を棄却する。 玾 由

本件各控訴の趣意は、弁護人大蔵敏彦、同佐々木茂及び同上田誠吉共同作成名義 の控訴趣意書と題する書面に記載してあるとおりであるから、ここにこれを引用 し、これに対し方のとおり判断する。

第二の三について

〈要旨〉前記言論及び新聞の自由に関する覚書第三項の「論議」とは必ずしも所論 のような討論のみを意味するもの〈/要旨〉ではない。一方的主張も右「論議」に該当するものであり、且つ、右主張も必ずしも口頭による主張たるを要せず、文書を頒布することによつて、文書を通じて主張する場合をも含むものと解するを相当とする。従って原判決が、被告人等が本件「A週報」を頒布することによって、かかる 論議を行つたものと判断をしたことは正当であつて、所論のような矛盾を胃し、或は理由を欠くものとすることはできない。論旨は理由がない。

(その他の判決理由は省略する。) (裁判長判事 三宅富士郎 判事 荒川省三 判事 堀義次)